

令和8年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援事業実施要領

1 目的

県は、この要領及び令和8年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより、県内サイクル拠点施設へのCO2排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資に対し、令和8年度愛媛県サイクル拠点施設再エネ設備等導入支援補助金を交付することにより、県内における脱炭素化の推進を促進する。

2 事業内容及び実施方法

(1) 補助対象者

県内の補助対象エリア内のサイクル拠点施設に自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する民間事業者。

(2) 補助対象設備

太陽光発電設備及び蓄電池設備

ただし、要綱第4条の別表第1に規定する要件を満たすものに限る。

(3) 交付申請書の添付書類

要綱第6条の別表第2に規定する交付申請書の添付書類の詳細は、別表1のとおりとする。

(4) 補助事業の開始及び完了

補助対象者は、原則として、県から交付決定を受けてから補助事業の開始が可能となり、事業完了の日は令和9年1月29日（金）までとする。

(5) 実績報告書の添付書類

要綱第10条の別表第3に規定する実績報告書の添付書類の詳細は、別表2のとおりとする。

(6) 自家消費割合報告書の添付書類

要綱第18条の別表第4に規定する自家消費割合報告書の添付書類の詳細は、別表3のとおりとする。

3 受付期間

令和8年5月20日（水）～令和8年12月25日（金）

※ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。

4 交付申請書の提出

(1) 問合せ・提出先

〒790-8570

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課

ゼロカーボン推進グループ

TEL：089-912-2349

FAX：089-912-2344

E-mail:kankyoku@pref.ehime.lg.jp

（問合せのみ。提出は別途指示するアドレスに提出すること。）

(2) 提出方法

ア 押印欄に全て押印する場合

郵送又は持参にて提出すること。

イ 押印を省略する場合

5を参照のうえ、別途指示するアドレスに、メールにて送付すること。

ただし、別紙2（暴力団排除に係る誓約書）については、押印が必要なので、別

途、郵送又は持参にて提出すること。

また、申請者が電力販売契約事業者又はリース事業者の場合は、電力販売契約等利用者との共同申請とし、双方の押印が必要なため、別途、郵送又は持参にて提出すること。

5 その他（押印の省略について）

ア 申請者が自ら太陽光発電設備及び蓄電池設備を導入する場合は、別紙2（暴力団排除に係る誓約書）を除き、押印を省略することができる。

イ 押印を省略する書類の提出方法は、メールのみとする。

ウ 押印を省略する場合、各様式の下部にある欄に、責任者及び担当者の職・氏名及び連絡先を記入すること。なお、責任者とは、支店長や営業所長等といった社内において権限の委託を受けたものを指し、担当者とは、本取引に関する事務を担当する者を指す。

エ 押印を省略する場合のメールの宛先は、別途指定する県事務担当者及び県・申請者双方の上席者とする。

※Bccは使用せず、To又はCcに上記宛先を指定し、要件としている送付先を確認できる状態で送信すること。

別表 1 (要綱別表第 2 (第 6 条) 関係)

	提出物	必要部数	備考
申請者 全員	1. 事業計画書 (別紙 1)	原本 1 部	
	2. 補助対象設備に関する資料	写し 1 部	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備に係る仕様書又はカタログ ・設計図面 (全体の仕様が確認できる書類) ・機器配置図 ・システム系統図 ・単線結線図
	3. 補助対象設備の導入場所の 写真	原本 1 部	
	4. 発電量及び自家消費量に係 る根拠書類	写し 1 部	シミュレーション等
	5. 見積書	写し 1 部	内訳書を併せて添付してください。 ※税込み 100 万円以上の場合は 2 社分必要 です。
	6. 県税に未納がないことを証 する書類 ※県内に事業所がない事業者にあっ ては、直近の事業年度の法人税又 は所得税の納税証明書	原本 1 部	県税の納税証明書は所管の県地方局 (又は 支局) にて発行できます。個人県民税及び 地方消費税分の証明書は、提出の必要はあ りません。
	7. 暴力団排除に係る誓約書 (別紙 2)	原本 1 部	
	8. サイクル拠点施設であるこ とを証する書類	写し 1 部	レンタサイクルを実施している旨の記載が ある自社ホームページの写し、サイクルオ アシス認定通知の写し等 ※補助事業開始までに条件を満たす必要が あります。
	9. その他知事が必要と認める 書類		
法人の 場合	10. 貸借対照表及び損益計算書 (直近 2 期分) ※製造原価報告書、販売管理費明細を含 む	写し 1 部	損益計算書がない場合は、確定申告書 (表 紙 (受付印のある用紙) 及び別表 4 (所得 の簡易計算)) を提出してください。 決算期を 2 度迎えておらず、2 期分の貸借 対照表及び損益計算書を提出できない場合 は、個別にご相談ください。
	11. 登記事項証明書	原本 1 部	交付申請書の受付日時時点で発行日から 3 か 月以内のもの
個人事 業主の 場合	12. 確定申告書 (第一表、第二 表、収支内訳書 (1, 2 面)) 又は所得税青色申告決算書 (1 ~ 4 面) ※税務署の收受日付印のある直近 2 期分	写し 1 部	確定申告を e-Tax により、電子申告した場 合は、「メール詳細 (受信通知)」を印刷し たものを併せて提出してください。 收受日付印がない場合、税務署が発行する 納税証明書 (その 2 : 所得金額の証明) を 併せて提出してください (コピー不可) 決算期を 2 度迎えておらず、2 期分の確定 申告書を提出できない場合は、個別にご相 談ください。

電力販売又はリース契約により導入する場合	13. 電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる書類	写し1部	契約書の案、覚書、料金計算書等
申請者と補助対象設備の導入場所の所有者が異なる場合	14. 設備導入の同意書	写し1部	同意者の署名もしくは記名押印が必要

※申請者が電力販売契約等事業者の場合、表中6, 10, 11, 12の提出物は、申請者（電力販売契約等事業者）及び共同申請者（電力販売契約等利用者）の双方分を提出すること。

別表2（要綱別表第3（第10条）関係）

申請者 全員	1. 事業報告書（別紙4）	原本1部	
	2. 補助対象設備に関する資料	写し1部	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、出荷証明書、保証書等（設備の確定仕様が確認できるもの） ・機器配置図 ・システム系統図 ・単線結線図
	3. 補助対象設備の導入場所の写真（設備設置後）	原本1部	<ul style="list-style-type: none"> ・各設備の全景写真（設備の設置状況及び台数が確認できる写真） ・設備の型式が確認できる写真（銘板等）
	4. 補助事業に係る契約の証拠書類	写し1部	契約書等
	5. 補助事業に係る支払い等の証拠書類	写し1部	<p>請求書、払込金受取書、領収書等（補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、その内訳書又はこれに代わるもの）</p> <p>※電力販売契約又はリース契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていること等が確認できる契約書、覚書、料金計算書等をもって代える場合にあつては、当該契約書、覚書、料金計算書等を提出すること。</p>
	6. 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第6号）	原本1部	
	7. その他知事が必要と認める書類		
売電ありの場合	8. 系統連系開始日が確認できる書類及び売電先との電力需給契約書	写し1部	

別表3（要綱別表第4（第18条）関係）

申請者 全員	1. 報告期間内の太陽光発電電 力量が確認できる書類	原本1部	メーター等の計測票（月別）やモニターか ら出力したデータ等を取りまとめたもの
	2. 報告期間内の自家消費電力 量が確認できる書類	写し1部	電力会社からの請求書等
	3. その他知事が必要と認める 書類		
電力販 売又は リース 契約に より導 入する 場合	4. 電力販売契約等利用者の 電力消費量が確認できる書 類	写し1部	